

教育委員会 9 月定例会 議事録

会議名 教育委員会 9 月定例会
開催日 令和元年 9 月 30 日（月）午後 3 時 00 分～午後 3 時 41 分
開催場所 上下水道局 3 階 会議室
出席委員 高須教育長、真野教育長職務代理者、藤田委員、玉井委員、坂本委員、秋元委員

事務局等出席者

荒木教育次長兼学校教育部長、田井教育監兼総合教育研修センター所長、野呂教育監、宮永学校教育部次長兼施設給食課長、藏守社会教育部次長兼社会教育課長、青木社会教育部次長兼文化スポーツ室長兼課長、高宮教育政策総務課長、谷口施設給食課課長、若林学務課長、山口教育指導課長、遠藤総合教育研修センター課長、寺西文化スポーツ室課長、川原青少年課長、中村教育政策総務課係長、浦戸教育政策総務課係長、坂口（教育政策総務課担当）

○高須教育長

それでは、ただ今から教育委員会 9 月定例会を始めさせていただきます。

本日の署名人は、秋元委員にお願いいたします。

本日の案件は、報告事項が 2 件、議決事項が 5 件でございます。

それではまず、本日の配付資料について確認をいたします。

事務局から説明をお願いいたします。

はい、高宮課長。

○高宮教育政策総務課長

本日の配付資料の確認をさせていただきます。

まず、教育委員会定例会の議案書、また、別冊資料としまして、議案第 31 号、平成 30 年度教育行政事務の管理及び執行状況に関する点検及び評価の結果について、の 2 点でございます。

なお、教育長及び委員の皆様には、報告第 16 号に関する資料を配付しております。当資料につきましては、個人情報に含まれた資料となりますので、会議終了後、机上に置いてお帰りくださいますよう、よろしく申し上げます。

以上でございます。

○高須教育長

説明は終わりました。

それでは、議案書の 1 ページ、2 ページ、8 月・9 月教育委員会一般事務報告についてお伺いいたします。

事務局から報告事項はございませんか。

はい、高宮課長。

○高宮教育政策総務課長

8月・9月の一般事務報告をいたします。

まず、行事関係の報告でございますが、教育行政事務の点検及び評価に関する会議の第1回目を8月26日に、第2回目を8月29日に実施いたしました。

次に、9月2日から24日まで開催されました令和元年9月市議会定例会でございますが、9月4日に文教生活常任委員会及び予算決算常任委員会（分科会）、9月9日に予算決算常任委員会（全体会）が開催され、9月11日から13日まで一般質問が行われました。また、9月19日に文教生活常任委員会協議会が行われました。

なお、8月の教育委員会定例会におきまして議決いただきました市長からの意見聴取に関する議案につきましては、全て可決されましたので、併せて御報告させていただきます。

次に、本日9月30日に教育委員懇話会及び教育委員会9月定例会を開催しております。

続きまして、教育委員会後援の状況について御報告いたします。8月3日から9月4日までの教育委員会の後援状況でございますが、全体で18件ございました。

そのうち、新規の後援につきましては3件ございまして、1件目の内容につきましては、住まいとまちづくりのありかたについて、小学生、幼稚園児、保育園児の関心を高めるとともに、建築士事務所への認識を深めるものでございます。

次に、2件目の内容につきましては、教育へのコンピュータ利用の新しい方法並びにシステム開発の技法の研究に寄与するため、情報教育に関わる現状の分析とカリキュラム開発、教授法の研究等の情報交換を行うものでございます。

次に、3件目の内容につきましては、令和元年度寝屋川市立地域交流センター自主事業としまして、地域交流センターを訪れたことのない方々に、地域交流センター事業を体験してもらうことで文化の醸成を図るものでございます。

その他、継続の後援が15件ございました。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

では、ないようですので、ほかに、事務局から報告事項はございませんか。

はい、山口課長。

○山口教育指導課長

8月、9月の一般事務報告をさせていただきます。

8月26日に令和元年度生活指導夏季研修会が、エスポアールにおいて開催されました。実践報告といたしまして「特別活動を通じて育つ寝屋川の子どもたち～小学生サミットの取組より」をテーマといたしまして、児童会担当教員からの実践報告と、日

本学術振興会の山口特別研究員より、「スマートフォンの強みと弱み」というテーマでの講演が行われました。

また、8月29日に学童水泳記録会が各小学校において開催されました。小学5、6年生が参加し、児童一人一人の泳力向上と体力づくり、同じ中学校区の小学校間の交流と連携を図ることを目的として取り組んでいるものです。今年度も全ての小学校が参加いたしました。

また、秋の小学校の運動会、中学校の体育大会につきましては、小学校が9月29日に11校が、中学校は9月28日に9校が開催されました。当初、天候が心配されておりましたが、中断等もなく、予定どおりプログラムを終えることができております。どの会場とも、保護者、地域の方々が多く参観されますとともに、子どもたちの歓声が飛び交い、活気あるものであったとの報告を受けております。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

はい、藤田委員。

○藤田委員

土曜日、第二中学校、日曜日、池田小学校の運動会に行かせていただきました。初任者指導者として池田小学校に勤めさせていただいたことがあったので、そのときの児童が中学校1年生、2年生、3年生に成長している姿を見て、大変感動しました。

子供たちが主体になっていろいろ競技、演技、それから準備等も全てとり行っている生き生きとした姿を感じましたし、思春期に入った生徒たちが、仲良く自然にやっている姿にも感動しました。

先生たちの平均年齢が若くなっており、若い先生たちが一つの行事をダイナミックにやり遂げていっておられる姿と、生徒たちとがマッチングしていて、本当に寝屋川の教育のすばらしい力を感じさせていただきました。

池田小学校のほうも、小学生ですけれども子供たちが主体となって運営していくことを目標に取り組んでおられて、それが競技や演技にも反映されていました。それを見守っている教師、それから保護者、地域の方々の温かいまなざしやその姿勢も感じ取れましたし、今の寝屋川の教育の動きが本当に子供たち主体になって動いているなということを感じ、たくさんの感動を得て帰ってきました。喜びをいっぱいもらって帰ってきましたので御報告いたします。

○高須教育長

ほかに、御質問等はございませんか。

では、ないようですので、ほかに、事務局から報告事項はございませんか。

はい、遠藤課長。

○遠藤総合教育研修センター課長

8月の行事について御報告いたします。

8月27日に開催いたしました寝屋川教育フォーラム2019につきまして、御多用の中、御出席いただきましてありがとうございます。今年度は、「子どもたち一人一人に学ぶ習慣と学び続ける力を身に付けるために～子どもたちをはぐくみ育てる教師の指導技術と家庭・地域でのかかわり方～」をテーマに開催いたしましたところ、983名の参加がありました。

参加者のアンケートでは、「指導技術をしっかりと身に付け、子供たちを育ていくために自分の授業から変えていきたいと改めて思いました」などの意見をいただいております。今後も、子供たちの資質・能力の向上に向けた教職員の研修等実施に努めてまいります。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

では、ないようですので、ほかに、報告事項はございませんか。

はい、藏守次長。

○藏守社会教育部次長兼社会教育課長

8月29日に、令和元年度第3回、9月26日に令和元年度第4回の社会教育委員会議が開催されました。

内容といたしましては、社会教育部所管事業としまして、第3回は文化スポーツ室、第4回は青少年課の所管事業につきまして、詳細に意見交換をさせていただきました。あと、その他といたしまして、全国の社会教育研究大会等の内容につきましての確認を行いました。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに、報告事項はございませんか。

では、ないようですので、次に、3ページ、10月教育委員会行事計画書についてお伺いいたします。

事務局から、何かございませんか。

はい、高宮課長。

○高宮教育政策総務課長

まず、10月8日に予算決算常任委員会（文教生活分科会）、10月16日に予算決算常任委員会（後期全体会）が開催される予定でございます。

次に、10月18日に幼稚園・学校訪問を予定しております。

次に、10月21日に教育委員懇話会、10月28日に教育委員会10月定例会の開催を予定しております。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに、報告事項はございませんか。

はい、青木次長。

○青木社会教育部次長兼文化スポーツ室長兼課長

10月の行事計画を御報告させていただきます。

まず、10月10日に第2回寝屋川市野外活動センター指定管理者選定委員会を開催いたします。第1回が9月10日に済んでおります。現在、申請者が1社、現指定管理者から1社の申し込みがありました。第2回の選定委員会におきまして、厳正に審査した後、もし選ばれましたら12月の市議会に上程していきたいと考えております。

続きまして、20日のエンジョイフェスタinねやがわでございます。事前に資料をお渡しさせていただいているかと思いますが、当日、教育委員の皆様方におかれましては、9時から開会式を開催いたしますので遅くとも8時40分には治水緑地のほうにお越しいただきますよう、よろしくお願いいたします。

最後、3点目でございます。お手元の寝屋川文化芸術月間というチラシを御参照ください。

今年度は、11月1日から11月30日までを一つの文化芸術月間として拡充していこうというような試みをしております。

次のページをお開きください。

今回はダイジェストで引き抜いたものだけで構成しておりますが、この中に11月中に開催されますアルカスホールあるいは市民会館等で行われる中学校の絵画展や青年祭も含んだ中で文化芸術として行っていくことになっております。

なお、1枚目を開いていただきましたら、下にNHK新BS日本のうた公開収録というものがございます。今年度、本市が中核市になるということで、NHKで一般公募されまして、手を挙げたところ、本市が選考されました。現在応募いただいておりますが、この出演者の方々が市民会館にお越しになります。事前にお席が用意できませんので、普通往復はがきで今日中に文化スポーツ施設にお届けいただく必要があるということだけ、お伝えしておきたいと思っております。

次のページをお開きください。

11月2日、3日に、寝屋川文化芸術祭といたしまして、寝屋川市駅前からアドバンス、あるいはアルカス等、最終市民会館までの面として寝屋川市駅を利用しているような催し物を開催するという計画になっております。

次のページの一番下、市民会館でございますが、左側、11月2日の午前9時より、1階大ホールで寝屋川文化芸術祭開催式典を開催いたします。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに、報告事項はございませんか。

では、ないようですので、10月教育委員会行事計画書については予定どおり、よろしく願いいたします。

次に、4ページでございます。

報告第16号、職員の分限処分についてを議題といたします。

はい、高宮課長。

○高宮教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました報告第16号、職員の分限処分につきまして、寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理しましたので、教育委員会に報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては5ページを御覧ください。

本職員は教育政策総務課の職員で、病気療養のため休業を要する旨の診断書が提出され、令和元年9月2日から令和元年12月1日までの休職発令を行ったものでございます。

以上でございます。

○高須教育長

報告は終わりました。

ただ今の報告を受けまして、御質問ございませんか。

では、ないようですので、報告第16号、職員の分限処分についてを報告どおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○高須教育長

御異議なしと認めます。よって本案は、報告どおり承認することに決めます。

次に、6ページでございます。

報告第17号、令和元年度寝屋川市教育委員会事務局人事についてを議題といたします。

はい、高宮課長。

○高宮教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました報告第17号、令和元年度寝屋川市教育委員会事務局人事について、寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理しましたので、教育委員会に報告し承認を求めるものでございます。

それでは、7ページを御覧ください。

異動関係でございます。教育委員会では、記載のとおり6名の異動がございました。

以上でございます。

○高須教育長

報告は終わりました。

ただ今の報告を受けまして、御質問はございませんか。

では、ないようですので、報告第17号、令和元年度寝屋川市教育委員会事務局人事についてを報告どおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○高須教育長

御異議なしと認めます。よって本案は、報告どおり承認することに決めます。

次に議決事項に移ります。

8ページでございます。

議案第31号、平成30年度教育行政事務の管理及び執行状況に関する点検及び評価の結果についてを議題といたします。

はい、高宮課長。

○高宮教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました議案第31号、平成30年度教育行政事務の管理及び執行状況に関する点検及び評価の結果に関する報告書につきまして、教育委員会の議決を求めるところでございます。

提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき、2回の教育行政事務の点検及び評価に関する会議を経て、平成30年度教育に関する事務の点検・評価報告書及び概要版を作成しましたので、市議会への報告書の提出及び市民への公表のため、御上程させていただくものでございます。

それでは、内容について御説明させていただきます。

別冊の平成30年度教育に関する事務の点検・評価報告書を御覧願います。

まず、1ページ目は、点検・評価の方法についてございまして、点検評価の対象は、寝屋川市教育大綱の実現に向け、計画的に施策・事業の取組を推進するため策定しました寝屋川市教育大綱実施計画に基づいた主な事業でございます。

次に、3ページ以降は、「重点取組項目 1 小中一貫教育の推進（特色ある中学校区づくり）」から、「重点取組項目 10 学習活動の充実」の点検評価の結果でございます。

個別の内容につきましては、既に教育行政事務の点検及び評価に関する会議におきましてお示しさせていただいておりますので、詳細な説明については省略させていただきます。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですので、お諮りいたします。

議案第31号、平成30年度教育行政事務の管理及び執行状況に関する点検及び評価の結果についてを原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○高須教育長

御異議なしと認めます。よって本案は原案どおり議決いたします。

次に、9ページでございます。

議案第32号、寝屋川市立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

はい、若林課長。

○若林学務課長

ただ今御上程いただきました議案第32号、寝屋川市立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則について、教育委員会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、子ども・子育て支援法施行令の一部改正に伴い、同規則の一部改正を行うものでございます。

説明につきましては、条文の朗読を省略させていただき、11ページの新旧対照表において御説明をいたします。右側が現行、左側が改正案でございます。

まず、第2条中、「別表第1」を「別表」と改めます。

次に、第14条中、「第2号」を削り、「第3号」を「第2号」とし、「第4号」を「第3号」とします。

次に、第16条を、「園児の保育料は無料とする」に改めます。

次に、14ページです。

第17条及び第18条を削り、「第19条」を「第17条」とし、「第20条」を「第18条」とします。次に、「別表第2」を削り、「別表第1」を「別表」とします。

なお、附則といたしまして、施行期日につきましては、この規則は令和元年10月1日から施行するものとし、また、経過措置といたしまして、この規則による改正後の寝屋川市立幼稚園条例施行規則の規定は、令和元年10月以後の月分の保育料について適用し、同年9月以前の月分の保育料については、なお従前の例によるものとしております。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですので、お諮りいたします。

議案第32号、寝屋川市立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則についてを原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○高須教育長

御異議なしと認めます。よって本案は原案どおり議決いたします。

次に21ページでございます。

議案第33号、寝屋川市私立幼稚園保育料軽減補助金交付規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

はい、若林課長。

○若林学務課長

ただ今御上程いただきました議案第33号、寝屋川市私立幼稚園保育料軽減補助金交付規則の一部を改正する規則について、教育委員会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、子ども・子育て支援法施行令の一部改正に伴い、同規則の一部改正を行うものでございます。

説明につきましては、条文の朗読を省略させていただき、23ページの新旧対照表において御説明をいたします。右側が現行、左側が改正案でございます。

附則に、次の3項を加えさせていただきます。

まず、附則11としまして、第3条及び別表の規定にかかわらず、令和元年度に交付する就園奨励費補助金の額は、平成31年4月から令和元年9月までの間に設置者が減免した入園料及び保育料に相当する額とする。ただし、次に掲げる算式により算出された額を限度とする。別表に定める額掛ける対象期間内における保育料の支払月数割る12。

次に、附則12としまして、第4条及び別表の規定にかかわらず、令和元年度に交付する保護者補助金の額は、次に掲げる算式により算出された額とする。別表に定める額掛ける対象期間内における保育料の支払月数割る12。

次に、附則13としまして、この規則は、令和2年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日までになされた補助金の交付については、同日後もなおその効力を有する。

なお、附則といたしまして、施行期日につきましては、この規則は、公布の日から施行いたします。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですので、お諮りいたします。

議案第33号、寝屋川市私立幼稚園保育料軽減補助金交付規則の一部を改正する規則についてを原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○高須教育長

御異議なしと認めます。よって本案は、原案どおり議決いたします。

次に、24ページでございます。

議案第34号、平成31年度(令和元年度)全国学力・学習状況調査結果の公表についてを議題といたします。

はい、山口課長。

○山口教育指導課長

ただ今御上程をいただきました議案第34号、平成31年度(令和元年度)全国学力・学習状況調査結果の公表について、平成31年度(令和元年度)全国学力・学習状況調査の結果公表の方法について決定するため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、市教育委員会が、教育施策の改善を図るという調査の目的を達成するとともに、市教育委員会が保護者や地域住民に対して説明責任を果たすためでございます。

結果公表につきましては、昨年度は市広報誌におきまして市全体の結果概要、分析と各学校別の結果概要、分析を掲載いたしました。しかしながら、広報誌では掲載スペースに制約があり、十分な掲載ができないことから、今年度は市教育委員会のホームページに各学校別の結果概要、分析を、市広報誌に市全体の結果概要、分析を掲載する形での公表を考えております。

資料の25ページが小学校、資料26ページが中学校の市教育委員会のホームページにおける公表イメージでございます。

では、25ページの小学校をごらんください。

各学校別結果につきまして、全国平均を1とした場合の平均正答率の比をグラフで示し、結果についての分析と学力向上の取組を掲載したいと考えております。

続いて、資料の27ページをごらんください。

市広報誌におけます公表イメージでございます。結果公表の目的、市全体の結果概要、分析を掲載したいと考えております。

なお、各学校別結果の公表に際しましては、その内容につきまして各校長先生方との協議を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

はい、真野教育長職務代理者。

○真野教育長職務代理者

本市として、学力向上の取組や様々な施策を展開している中で、その成果として全国学テの結果を広報誌だけじゃなくて、事務局のホームページにも載せるというのは非常に意義あることだと思います。

一方、学校現場でも、これまでより学校だよりであったり、学校によっては学校のホームページに載せているところもあり、保護者の方には周知されてきたと思いますが、更にすべての学校のホームページにも載せることによって身近な地域の方にも結果を知らせることができるということで、事務局として統一して学校のホームページに載せるという働きかけをすれば良いのではと思います。そのあたりについて事務局はどのようにお考えでしょうか。

○高須教育長

はい、山口課長。

○山口教育指導課長

今、真野教育長職務代理者がおっしゃっていただきましたように、学校のホームページ等の掲載によりまして、地域への公表、説明ということも一つございます。それ

以外にも、学校評議員会であるとか、様々な機会を通じまして各学校が公表していくことで、また更なる周知が図れるものと考えておりますので、様々な周知、公表の方法につきましては、引き続き校長会とも連携を図りながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○真野教育長職務代理者

ありがとうございます。ぜひ、そのようにお願いしたいと思っております。

○高須教育長

ほかに、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですので、お諮りいたします。

議案第34号、平成31年度(令和元年度)全国学力・学習状況調査結果の公表についてを原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○高須教育長

御異議なしと認めます。よって本案は、原案どおり議決いたします。

次に、28ページでございます。

議案第35号、寝屋川市放課後子ども総合プラン運営委員会規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

はい、川原課長。

○川原青少年課長

ただ今御上程いただきました議案第35号、寝屋川市放課後子ども総合プラン運営委員会規則の一部を改正する規則について、寝屋川市放課後子ども総合プラン運営委員会規則の一部を改正するため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、寝屋川市放課後子ども総合プラン運営委員会規則は、本市の放課後子ども総合プラン運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めているが、より機能的で実質的な議論が推進できるよう、組織の委員構成について一部見直しを図ることから、本規則の条文改正の必要が生じたためでございます。

説明につきましては、条文の朗読を省略させていただき、30ページの新旧対照表において説明をさせていただきます。左側が改正案、右側が現行でございます。

右側、現行規則の第2条第2項第5号の社会教育関係者及び第8号の放課後児童対策を所管する課における課長の2つを削り、それぞれ現行の第6号、留守家庭児童会関係者、第7号、放課後子供教室関係者、第9号、前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者を、それぞれ新しい案では5号、6号、7号にそれぞれ繰り上げるものでございます。

なお、附則といたしまして、この規則は公布の日から施行することとしております。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですので、お諮りいたします。

議案第35号、寝屋川市放課後子ども総合プラン運営委員会規則の一部を改正する規則についてを原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○高須教育長

御異議なしと認めます。よって本案は原案どおり議決いたします。

以上で予定の案件は全て終了いたしました。

このほかに、事務局から報告事項があればお願いいたします。

では、ないようですので、これをもちまして教育委員会9月定例会を終了させていただきます。